

部活動方針

海南市立下津第一中学校

1 意義

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化等に興味・関心を持つ生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。同好の生徒が、共通の目標に向け、学級や学年の枠を越えて切磋琢磨する中で、自主性、協調性、責任感、連帯感等が養われ、生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活に大きな役割を果たすものである。

2 活動方針

部活動の実施に当たっては、管理職員・顧問教員・養護教諭等で構成する部活動運営委員会を設け、活動についての共通理解と意見・情報交換を図るとともに、「和歌山県中学校運動部活動指針」（平成29年1月）に示された次の事項に配慮して行う。

- (1) 指導に当たっては、技能の向上とともに、楽しさを実感させる工夫を行う。
- (2) 円滑な運営のため、活動の目標や方針、年間計画、運営に係る経費等についての説明を適宜行う。
- (3) 多面的な指導ができる体制構築に向けて、「海南市運動部活動等指導者派遣事業」等による外部指導者の活用を図る。
- (4) 「適切な休養日等の設定」として学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は原則として水曜日を、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする）こととし、土・日曜日に設定できない場合は、適宜、振り替えを行う。
- (5) 顧問教員は、「効果的な指導法」や「スポーツ医科学を取り入れた指導法」の研修に積極的に参加するなどして、自らの指導力の向上に努める。
- (6) 体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメントや不適切な言動等の防止を徹底する。
- (7) 生徒の健康管理や事故防止の徹底を図るとともに、事故発生時の対応について共通理解を図る。
- (8) 顧問教員の確保や部員数の減少により、十分な活動ができない部については、その時点での学校の状況や保護者・地域の要望等を踏まえて再編の検討を行う。
- (9) 合同チームを運用する際には、相手校と十分な調整し、大会への参加については「和歌山県中学校体育連盟複数校合同チーム参加規程」等の確認をする。